PIO-NET¹に登録のあった チャット機能を使って勧誘がなされている相談事例

【事例1】

X日間で確実に痩せるとの広告を見つけ、無料アプリで友達申請したところ、ダイエット指導員がついた。ダイエット指導員からの質問事項に答えると、私の体質等に合わせた商品を送ると説明され、日数、内容、料金が異なる2つプランを提案された。そのうち X 日のプランは約8万円と高額だったが確実に痩せるのであればよいと思って契約した。数日後、商品が到着したので、カードで支払った。サプリのみと思っていたが、コーヒーとお茶もついていた。サプリは朝夕2錠毎とあるがX錠しか入っておらずX日分に足りない。商品到着後、サプリはあくまで体質改善用で脂肪を溶かす漢方薬を飲まないと痩せないと通知が来た。自分は X 日のプランで確実に痩せられると思っていたので、話がおかしいと伝え、返品、返金を求めたが断られた。次のステップには進まなかったが、さらに約20万円追加で支払わなければ痩せないのであれば、最初から注文しなかった。話が違うので返金して欲しい。事業者のホームページは確認しておらず、無料アプリのみでやり取りをしている。注文時、最終画面や規約等はなかったと思う。

(60代 女性)

【事例2】

ネットで身体にある効果をもたらすお茶を見つけ、サイトの担当者 A とメッセージアプリでやり取りをして(以下 A とは全てメッセージアプリ上でのやり取り)、約10万円の商品を購入して飲み始めた。飲み始めてから4日後に、A から、もっと効果があると約30万円の商品を強く勧められたので注文した。注文翌日に、少し考えたいと伝えたら、<u>あなたの為に調合しているので、キャンセルはできないと返って来た。</u>最初の商品の宅配の依頼主欄には日本の住所と電話番号と読めないアルファベットの会社名が書かれているので海外の業者だと思うが、業者名は分からない。さらに、最初に見たサイトは見つけられない。このような場合、振込まなくても商品は送られてくるものか、また、届いたら受け取り拒否しても良いものか、分からない。

(50代 女性)

※相談者及び相談の受付をした消費生活センターにおいて、返品特約の

[「]PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。なお、各事例の下線は事務局で追記した。

表示が確認されていない事例。

※<u>その後、解除の意思を伝えるメッセージを相談者がAに送ったところ「買</u>わないのなら個人情報をネットでばらまく」との返信があった。

【事例3】

学生(10 代前半)の娘が親に内緒で高額のダイエットサプリを購入し、家のお金を使って代引で受け取っていたことがわかった。

娘の話では、SNS でダイエット広告を見つけ「開く」をタップすると、無料通話アプリが開いた。その後、住所・氏名・年齢・身長・体重を問われたので、入力して送信した。

「飲むとこんなに痩せた」と書かれた写真が送られたり、「サプリメントを飲めば痩せる。もっと痩せる手伝いができる」とメッセージが届いたりした。

値段が約3万円と高額で「お金がなく買えない。他に方法がないのか」と聞くと、「原材料が高額なので値引きは出来ない」と返事があった。

痩せたかったので「購入する」と送り、サプリが届いたので飲んだが美味しくなかったため置いたままにしている。その後また「もっと効果のある商品がある」とメッセージが届き、今度は前回の倍以上の値段とのことだったので、「払えない」と返信した。

しかし、もっと痩せている写真が送られ、自分も痩せたいと思っていたので「購入する」と送信した。2 回目の商品は近日届くとメッセージがあったが、よく考えると高額だし飲まないので解約したい。

(40 代 保護者)